

生産緑地地区の 追加拡大指定のお知らせ

生産緑地地区の追加拡大指定を御希望の方は、審査の申出が必要となります。
期間に限らず相談も受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

生産緑地に指定されると…

- ・当該農地において、**30年間**農地として適正に管理する義務が発生します。
- ・固定資産評価が市街化調整区域内農地並みになり、固定資産税が**大幅に減額**されます。
- ・相続税の**納税猶予制度**を利用することができます。

※税金に関する詳しい制度については最寄りの市税事務所（固定資産税）、税務署（相続税）
にお問い合わせください。

■ 受付 令和6年11月11日(月)～令和6年12月10日(火)
期間 8時30分～正午、13時～17時

■ 場所 川崎市都市農業振興センター農地課

(高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセシサ梶ヶ谷ビル2階)

※ 御来庁の際は、申出地がわかる地図等を御持参ください。

■ 申出までの手順（最低でも2回の来所を要します）

1 指定の相談、指定基準等の説明【随時受付】

2 審査申出様式の配布、提出書類の案内

3 審査申出書の受付（提出書類確認）

【11月11日(月)から12月10日(火)まで】

※書類に不備等がある場合は
再来所を要する場合があります



〈お願い〉



生産緑地地区
制度のしくみ



生産緑地地区
指定の要件

生産緑地指定希望地内に農業に関係のない施設（生活用のゴミ捨て場や飲料用の自動販売機等）
が設置されている場合は、その部分を除いた実測図が必要となります。実測には時間を要することか
ら、このような場合にはお早めに御相談下さい。（※分筆登記は必要ありません）

【問合せ先】

川崎市都市農業振興センター農地課（電話 044-860-2461）